最終更新日：2015年7月3日

# 信越ポリマー株式会社

代表取締役社長　小野　義昭
問合せ先：法務部(電話　03－5289－3713)

証券コード：7970

http://www.shinpoly.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ、さまざまなステークホルダーに期待され、信頼されるグローバルな企業として企業価値を高めていくことが経営の基本であることを認識しております。
当社では、この基本的な認識に基づき、経営の意思決定の迅速化並びに経営の透明性の確保及び内部統制機能の強化などにより、的確な意思決定を行い、実行することを通じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 信越化学工業株式会社 | 42,986,905 | 52.02 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,237,200 | 5.12 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,512,000 | 1.82 |
| BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD | 968,923 | 1.17 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 832,720 | 1.00 |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 791,300 | 0.95 |
| 日本生命保険相互会社 | 768,720 | 0.93 |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 650,800 | 0.78 |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY | 618,600 | 0.74 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 585,000 | 0.70 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | 信越化学工業株式会社 （上場：東京、名古屋）（コード） 4063 |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との関係について、当社は、事業活動において自立性を保っており、また、親会社及びそのグループ会社との取引においては市場価格及び市場金利に基づいて取引条件を決定しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である信越化学工業株式会社は、当社の株式の52．02%を保有しており、当社は、親会社の企業グループのなかで、樹脂加工製品等その他関連事業に携わっております。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 12 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 2 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 波多 健治郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 轟　　茂 道 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | |

**※ 会社との関係についての選択項目**
**※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 波多 健治郎 | ○ | ――― | 人物識見にすぐれ、また、生命保険会社の経営者として長年にわたる豊富な経験と高い見識を有しており、そうした経営者の大局的観点から当社の経営に対し、客観的でかつ適切な監督を行っていただけるものと判断しております。<br>また、取引所の定める独立性の判断基準の項目に該当するものはありません。これらのことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| | | | 人物識見にすぐれ、また、長年、公認会計士及び税理士として培われた豊富な経験と高い見 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 轟　　茂 道 | ○ | ――― | 識を有しており、そうした専門家としての視点から当社の経営に対し、客観的でかつ適切な監督を行っていただけるものと判断しております。また、取引所の定める独立性の判断基準の項目に該当するものはありません。これらのことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 更新 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人から四半期ごとのレビュー又は監査について報告を受け、また、会計監査人の監査に原則として立ち会い、独立性をチェックすることとしております。
また、監査役と内部監査部門である業務監査室とは、定期的に情報交換を行うとともに、業務監査室は、監査役からの求めに応じ必要な調査を行い、監査役に必要な報告等を適宜、行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 更新 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 1 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 野口　修一 | 他の会社の出身者 | | | △ | | △ | | △ | | △ | | | | |
| 細木　幸仁 | 他の会社の出身者 | | | ○ | | | | ○ | | ○ | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| | 独立 | | |
|---|---|---|---|

| 氏名 | 役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 野口　修一 | ○ | 同氏は、当社の親会社で原材料購入等の取引先である信越化学工業株式会社の出身者でありますが、現在、同氏と同社との間には特に関係はありません。 | 人物識見にすぐれ、また、化学会社の役員として経験豊富であり、そうした知見や経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。また、取引所の定める独立性の判断基準の項目に該当するものはありません。これらのことから、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 細木　幸仁 | | 同氏は、当社の親会社で原材料購入等の取引先である信越化学工業株式会社の業務執行者であります。 | 人物識見にすぐれ、また、会社業務に関して経験豊富であり、そうした知見や経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 3 名 |

### その他独立役員に関する事項

独立役員としては、社外取締役2名及び社外監査役1名を一般株主と利益相反のおそれがないことから指定しております。
なお、各氏は、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の事由には該当しておりません。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

### 該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、従業員、子会社の取締役 |

### 該当項目に関する補足説明 更新

平成25年度及び平成26年度は、ストックオプションの付与をしておりません。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示
平成26年度取締役報酬等の額
　取締役14名　　268百万円

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　当社の役員報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、役割などを考慮し、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。
イ　取締役　取締役の報酬は、業績及び株価を反映させ、企業価値向上に対する取締役の経営責任を明確にすることから、役割に応じた「基本報酬」に加えて、年次業績が反映する「賞与」及び「ストックオプション」としております。
　　なお、社外取締役の報酬については、その職務から役割に応じた「基本報酬」としております。
ロ　監査役　監査役の報酬は、業績に対する客観性を重視し、役割に応じた「基本報酬」としております。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会等の重要な会議の日程及び議題について、事前に連絡等をしております。
また、社外取締役については総務部及び法務部で、社外監査役については、監査役室で、それぞれサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）会社の機関の内容
当社は、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する大会社であります。

（2）取締役会
取締役会は、法令、定款に定める事項のほか、経営全般にわたる重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

（3）監査役、監査役会
監査役の職務を補助すべき組織として、「監査役室」を置き、その必要な員数は監査役との協議により決定し、監査機能に支障が出ないよう配慮しております。また、監査役及び監査役会は、取締役、内部監査部門、重要な使用人から報告を適宜受けるとともに、会長、社長、会計監査人と意見交換をしております。

（4）社外役員
イ　社外取締役　社外取締役は2名であり、経営実態に精通した大所高所の立場から、また、公認会計士・税理士としての専門家の視点から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の立場として、経営監督機能を発揮されております。
ロ　社外監査役　監査役3名のうち、社外監査役は2名であり、そのうち1名を独立役員として指定しております。
監査役は、独任制の機関として、経営監視機能を発揮し、公正で客観的な監査を行っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、監査役設置会社制度を採用しており、監査役3名のうち、2名が社外監査役であります。
また、社外取締役2名を置いております。
当社では、取締役会と監査役会という二つの機関により、業務執行に関する監督及び監査を重層的に行っており、これにより、機能的かつ効果的な経営監督機能並びに客観性及び中立性を確保した監督機能及び監査機能を保持しております。
また、2名の常勤監査役により、必要に応じて子会社を含めた業務執行部門に往査して、監査の精度と実効性を高め、さらに、会計監査人及び内部監査部門である業務監査室と情報交換・意見交換を行うなど、企業集団としてのガバナンスの維持・向上に寄与できる体制となっております。
以上から、現状のガバナンス体制を選択しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期限より前倒しの発送を行っております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 第55回定時株主総会開催日：平成27年6月24日 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる電磁的方法による議決権の行使を採用しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末及び第2四半期末ごとに開催し、多数のアナリスト等の参加を得、活発な質疑応答がなされております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、アニュアルレビュー、適時開示資料、株主総会の招集通知、決議通知などを適時、ホームページに掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 社長室（IR担当）が対応しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「企業行動規範」に、「開かれた企業」として、株主、投資家、顧客、地域社会等のステークホルダーとのコミュニケーションを促進する旨規定しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 環境基本方針を定め、各事業所でISO14001認証を取得するとともに、毎年、「環境・社会報告書」を発行し、グリーン運動をはじめとする環境保全活動や社会に関する取り組みを報告しております。なお、当報告書はホームページにも掲載しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「情報開示規程」を定め、適切に情報提供を行っております。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を定めております。
その概要は、次のとおりであります。
当社は、内部統制システムの整備・運用が重要な経営の責務であると認識し、この基本方針に従って、内部統制システムを構築するとともに、常時見直しを行い、より適切かつ効率的な内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1)当社グループ(当社及び当社子会社をいう。以下同じ。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、遵法精神に徹し、公正な企業活動を行い、社会に貢献することを企業理念としており、当社グループのコンプライアンス方針、コンプライアンスマニュアルを定めるとともに、コンプライアンス委員会が組織横断的に対応します。

また、当社グループでは、コンプライアンス教育の実施、内部通報制度(ホットライン)の設置など、当社グループ全体で、コンプライアンスマニュアルに基づく企業行動を推進します。反社会的勢力との関係は遮断します。

(2)当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の議事録、稟議決裁書など職務執行・意思決定に係る文書(電磁的記録によるものを含む。)を文書管理規程その他情報資産に関する社内規程に基づき、適切に保存し、管理します。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループ全体の総合的なリスク管理体制を整備するとともに、リスク管理に関する諸規程を整え、事業活動に関するリスクに対応します。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会のほか、各種委員会等の意思決定の迅速化を図るとともに、業務の運営については、各取締役の業務分担を明確にし、当社グループ全体の目標を定め、事業計画等を策定して効率的に業務を執行します。

(5)当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における内部統制システムを構築していくとともに、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。当社グループ各社間の取引等については、各社の自主性を尊重し、適切に行うほか、グループ各社間の連携を密にしております。

なお、子会社の取締役等は、関係会社の管理に関する規程等に基づき、当社に対する報告を行います。

(6)当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社監査役(監査役会)の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、監査役と協議のうえ人選した使用人を配属し、異動、処遇、懲戒処分等の人事事項については監査役と協議します。

また、当該使用人については、取締役からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に従います。

(7)当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

イ　内部監査部門は、当社監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告します。

ロ　当社監査役が業務及び財産の状況の報告を求めた場合には、当該取締役及び担当部門の担当者は、当社監査役に対して報告を行います。

ハ　当社取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役その他これらに相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項その他重要事項につき、当社監査役(監査役会)に報告します。

(8)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行いません。

また、当社グループでは、内部通報規程に基づく内部通報制度を設け、当該規程において、通報したことによる不利益取扱いを禁止するとともに、不利益取扱いをした者の処分を規定しております。

(9)当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、支払を行います。

(10)その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役と当社代表取締役ほか各取締役、会計監査人及び当社内部監査部門とは、それぞれ定期的に協議を行います。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的な考え方

当社は、当社及びグループ会社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを基本方針としております。

(2)整備状況

当社グループでは、「企業行動規範」及び「倫理規程」において、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応することを行動基準として定めております。

総務部が反社会的勢力との対応の総括を行っており、反社会的勢力に関する情報を集約して一元的に管理し社内関係各部門と連携し、反社会的勢力からの不当な要求等に対しては毅然として対応しております。また、反社会的勢力からの不当な要求等に備え、関係当局及び弁護士等社外専門機関とは平素から緊密な連携を保っております。

なお、当社グループでは、反社会的勢力への対応をコンプライアンス上の重要項目として位置づけ、コンプライアンス研修を行っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

（1）基本的な考え方

当社では、常日頃、コーポレート・ガバナンスの充実及び経営の透明性の確保に心掛けるとともに、金融商品取引等に関する関係法令及び東京証券取引所規則に基づき、株主・投資家等への公正かつ適時、適切な情報開示に努めております。

（2）会社情報の適時開示に関する社内体制

会社情報の適時開示及び適切な管理については、「情報開示規程」を定めて、「情報開示委員会」を設置し、社内に周知徹底を図るとともに、「情報開示責任者」を中心に、社長室（IR担当・広報担当）、経理部及び法務部等関係部門が連携し、機動的な情報開示体制を整えております。

会社情報全体の「情報開示責任者」には、社長室長を当てております。なお、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」（適時開示制度）及び決算に係る情報は経理担当役員としております。

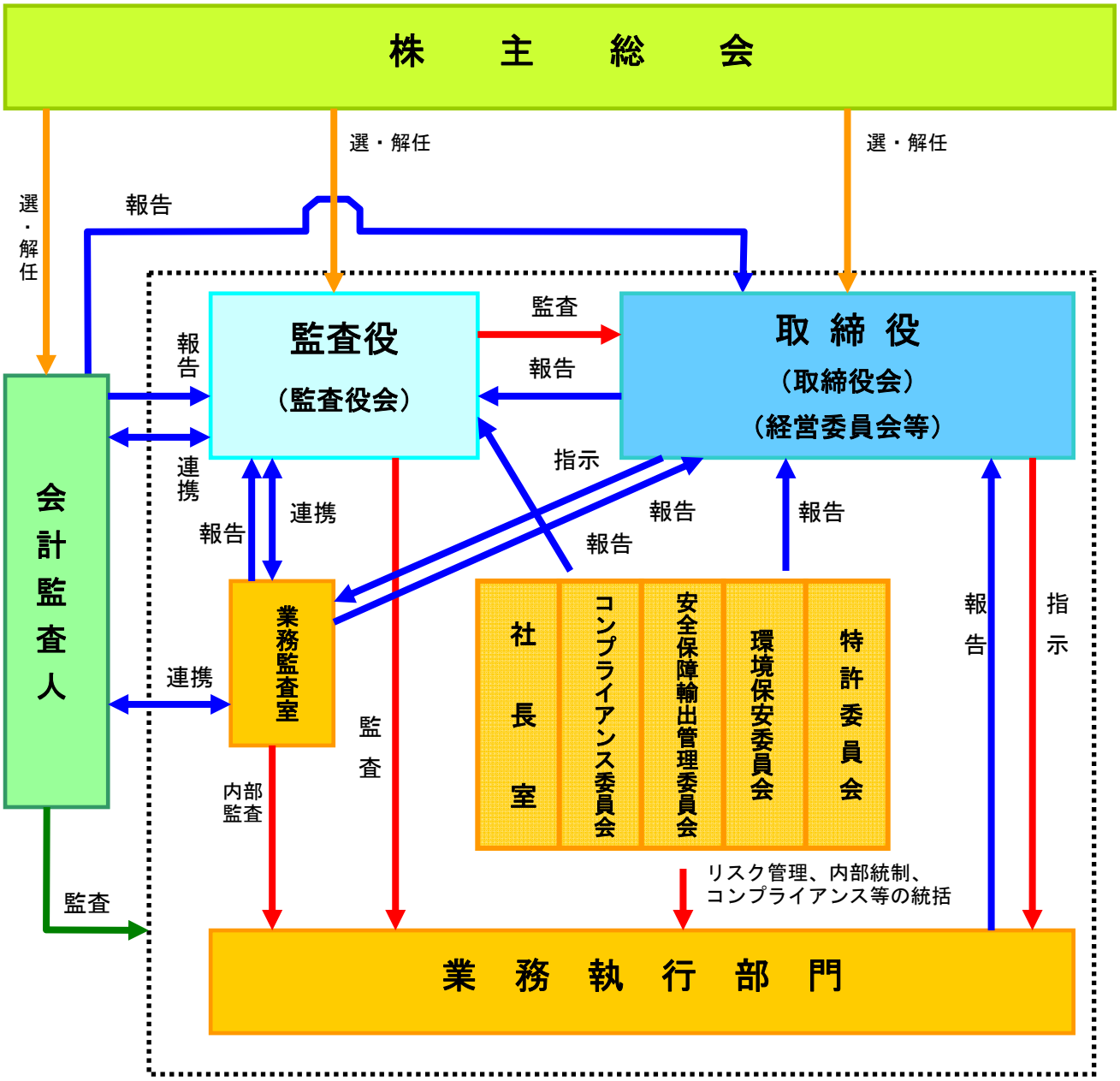
また、当社及び子会社に関する決定事項に関する情報、発生事実に関する情報及び決算情報に関する情報のうち、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める開示基準に該当する会社情報は、原則として、取締役会の承認・報告をもって（「発生事実」に関しては直ちに）、開示することとしております。

なお、情報開示は、原則として、東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム（TDnet）」において開示し、必要に応じて、報道機関への発表、当社ホームページへの掲載などをしております。

（3）内部者取引の防止

内部者取引の防止については、「内部情報及び内部者取引に関する管理規程」を定め、役職員等の内部者取引の未然防止に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制



適時開示に関する社内体制

